

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成23年9月14日

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 込山明成

区分	市町村	数
1	横浜市	564,674人
2	川崎市	257,346人
3	横須賀市	117,266人
4	相模原市	162,360人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	194,745人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	170,598人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	172,910人
8	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	84,268人